別紙１

契約メニュー

【定額電灯】

1. 電灯（街路灯含む）または小型機器を使用するお客さまで、総容量が400ボルトアンペア（400ワット）以下であるものに適用いたします。
2. 総容量については入力の値を参照し、出力で表示されている場合等は、託送供給等約款に定めるところにより、負荷設備の入力換算容量によって換算いたします。
3. 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は標準周波数60ヘルツといたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。
4. 料金は契約負荷設備ごとにその容量に応じて、個別条件書にて定めます。

【実量制従量電灯】

1. 電灯（街路灯含む）または小型機器を使用するお客さまで、契約容量が50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、1需要場所において、低圧動力もあわせて契約する場合は、低圧動力の契約電力と合わせて50キロワット未満であることといたします。
2. 契約容量については、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
3. 新たに電気の供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と当社供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
4. 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は標準周波数60ヘルツといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
5. 料金は個別条件書にて定めます。

【主開閉器制従量電灯】

1. 電灯（街路灯含む）または小型機器を使用するお客さまで、お客さまが希望されるときに「実量制従量電灯に代えて適用いたします（契約容量が6キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）

2. 接続送電サービス契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、託送供給等約款に定めるところにより、契約電力および契約容量の算定方法によって算定された値といたします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。 なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。
3. 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は標準周波数60ヘルツといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
4. 料金は個別条件書にて定めます。

【アンペア制従量電灯】

1. 電灯（街路灯含む）または小型機器を使用するお客さまで、契約電流が60アンペア以下であるものに適用いたします。
2. 契約電流は、5アンペア、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
3. 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は標準周波数60ヘルツといたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
4. 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等を取り付けないことがあります。
5. 料金は個別条件書にて定めます。

【実量制低圧動力】

1. 動力を使用するお客さまで、契約電力が50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、1需要場所において、従量電灯もあわせて契約する場合は、従量電灯の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
2. 契約電力については、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

3. 供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は標準周波数60ヘルツといたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト、または交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。
4. 料金は個別条件書にて定めます。

【主開閉器制低圧動力】

1. 動力を使用するお客さまで、契約電力が50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、1需要場所において、従量電灯もあわせて契約する場合は、従量電灯の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
2. 契約電力については、契約主開閉器の定格電流に基づき1年間を通じての最大負荷を基準とし、お客さまの申し出によって定めます。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。
3. 供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は標準周波数60ヘルツといたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト、または交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。
4. 料金は個別条件書にて定めます。

【臨時電灯】

1. 電灯または小型機器を使用するお客さまで、契約使用期間が1年未満の場合に適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。
2. 契約電流、供給電気方式および供給電圧は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
3. 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
4. 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等を取り付けないことがあります。
5. 料金は個別条件書にて定めます。

6. 契約期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯を適用いたします。

【実量制高圧】

1. 高圧で電気の供給を受けるお客さまで、契約電力が原則として50キロワット以上かつ500キロワット未満の場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用することがあります。
2. 契約電力については、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
3. 新たに電気の供給を受ける場合、または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに当社から高圧で供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と当社供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
4. 供給電気方式、供給電圧および周波数については、交流3相3線式標準電圧6,000Vとし、周波数は標準周波数60ヘルツといたします。
5. 力率が85パーセントを上回る場合は、1パーセントにつき基本料金を1パーセント割引し、下回る場合は、1パーセントにつき基本料金を1パーセント割増しいたします。
6. 料金は個別条件書にて定めます。

【協議制高圧】

1. 高圧で電気の供給を受けるお客さまで、契約電力が原則として500キロワット以上かつ2000キロワット未満の場合に適用いたします。
2. 契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。なお、契約電力を超過して電気を使用された場合、当社はお客さまに対し、電気使用状況の提出を求めることができ、お客さまはすみやかに電気使用状況をご提出いただきます。
3. お客さまが契約電力を超えて電気を使用する等、電気の使用状態に比べて契約電力が不適当と認められる場合（本契約に基づく電気の供給を行うために必要となる接続供給契約の内容が、電気の使用状態に比べて不適当として、一般送配電事業者から適正な契約電力への変更を認められた場合を含む。）には、お客さまと当社の協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者で協議し、契約電力を速やかに適正なものに変更させていただきます。

4. 契約電力の変更は、託送供給等約款に準拠するものとし、お客さまの都合により増加又は減少させる場合、当社に対し書面により変更の理由を提出していただき、協議により定めます。
5. 供給電気方式、供給電圧および周波数については、交流3相3線式標準電圧6,000Vとし、周波数は標準周波数60ヘルツといたします。
6. 力率が85パーセントを上回る場合は、1パーセントにつき基本料金を1パーセント割引し、下回る場合は、1パーセントにつき基本料金を1パーセント割増しいたします。
7. 料金は個別条件書にて定めます。

【臨時電力】

1. 協議制高圧または実量制高圧の適用範囲に該当するお客さまで、契約使用期間が1年未満の場合に適用いたします。ただし、毎年一定期間を限り反復使用する需要には適用いたしません。
2. 契約期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。
3. そのほかの事項については、とくに定めのある場合を除き、実量制高圧に準ずるものといたします。

【協議制特別高圧】

1. 特別高圧で電気の供給を受けるお客さまで、契約電力が原則として2000キロワット以上の場合に適用いたします。
2. 契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。なお、契約電力を超過して電気を使用された場合、当社はお客さまに対し、電気使用状況の提出を求めることができ、お客さまはすみやかに電気使用状況をご提出いただきます。
3. お客さまが契約電力を超えて電気を使用する等、電気の使用状態に比べて契約電力が不適当と認められる場合（本契約に基づく電気の供給を行うために必要となる接続供給契約の内容が、電気の使用状態に比べて不適当として、一般送配電事業者から適正な契約電力への変更を認められた場合を含む。）には、お客さまと当社の協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者で協議し、契約電力を速やかに適正なものに変更させていただきます。
4. お客さまの都合により契約電力を増加又は減少させる場合、事前に書面により契約電力変更の理由を当社に対し提出していただき、協議により定めます。

5. 供給電気方式、および周波数については、交流3相3線式とし、周波数は標準周波数60ヘルツといたします。供給電圧については、申込時にお客さまからいただいた書類の内容に基づき、お客さまと当社との協議によって定めます。
6. 力率が85パーセントを上回る場合は、1パーセントにつき基本料金を1パーセント割引し、下回る場合は、1パーセントにつき基本料金を1パーセント割増しいたします。
7. 料金は個別条件書にて定めます。

【予備電力】

1. 常時供給設備の補修または事故によって生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける場合に適用いたします。
2. 予備線の基本料金は電気の使用の有無にかかわらず、個別条件書に定めた予備線料金を適用し、従量料金に関しては常時供給分と同じ金額を適用するものといたします。
3. 予備電源の基本料金は電気の使用の有無にかかわらず、個別条件書に定めた予備電源料金を適用し、従量料金に関しては常時供給分と同じ金額を適用するものといたします。

【自家発補給電力】

1. 自家発補給電力は、お客さまの発電設備等の補修または事故によって生じた不足電力の供給に当てるために電気の供給を受ける場合に適用いたします。
2. お客さまが自家発補給電力を使用する場合、使用開始の時刻と終了の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、事後すみやかに当社に通知していただきます。また、必要に応じて、発電設備の運転に関する記録等の資料を当社に提出していただきます。
3. 基本料金は個別条件書に定められた自家発補給電力使用時基本料金を適用いたします。ただし、電気の供給を受けない場合は個別条件書に定められた自家発補給電力未使用時基本料金を適用いたします。従量料金は以下のとおりといたします。

（ア） 使用日の前営業日の午前8時までに当社へ使用の通告を行った場合、個別条件書に定められた定期検査時の自家発補給電力従量料金を適用いたします。

（イ） (ア)以外の場合、個別条件書に定められた事故時の自家発補給電力従量料金を適用いたします。

4. 自家発補給電力の契約電力は、同一の需要場所において供給を受ける契約電力に準じて定めた値に、原則として発電設備の容量を基準として、お客さまと当社の協議を踏まえ、一般送配電事業者と当社との協議によって定めた値を加えたもの

とし、個別条件書に記載する値とします。なお、自家発補給電力の場合、お客さまの発電設備の定期検査または定期補修の時期はお客さまと当社との協議によりあらかじめ定めるものといたします。

5. 主契約電力と自家発補給電力を同一計量する場合、その1月の最大需要電力が主契約電力をこえないときは、自家発補給電力を使用しなかったものとみなします。
6. 主契約電力と自家発補給電力が同一計量される場合で、自家発補給電力を使用されたときの自家発補給電力の最大需要電力は、次に該当するときを除き、原則として自家発補給契約電力とみなします。

（ア） 自家発補給電力を使用した際の最大需要電力が主契約電力と自家発補給契約電力の合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合は、自家発補給電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

（イ） 自家発補給電力を使用した際の最大需要電力が主契約電力と自家発補給契約電力の合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかでない場合は、主契約電力と自家発補給契約電力との比で按分して得た値をその1月の最大需要電力とみなします。

7. 主契約電力と自家発補給電力が同一計量される場合の使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いたものとします。基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。

（ア） 自家発補給電力の使用の前月または前年同月における主契約電力の各時間帯別の平均電力

（イ） 自家発補給電力の使用の前3月間における主契約電力の各時間帯別の平均電力

（ウ） 自家発補給電力の使用の前3日間における主契約電力の各時間帯別の平均電力

8. 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を使用電力量といたします。
9. 自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

以上